

2025／9／11 日本建築学会大会協議会  
原発長期災害復興再生のあり方特別研究委員会

# 公害としての原発長期災害と水俣病 主旨説明

糸長浩司

日本建築学会原発長期災害復興再生のあり方特別研究委員会 委員長  
NPO法人エコロジー・アーキスケープ 理事長  
山形県飯豊町いいで農村未来研究所 理事長  
飯舘村放射能エコロジー研究会 共同世話人  
低炭素社会推進会議 幹事  
SDGs対応推進特別調査委員会 幹事  
元日本大学教授

# 1. はじめに

## 2. 飯舘村の住環境の及び住民の放射能汚染・被ばく

- (1) 除染宅地での再汚染
- (2) 住宅内の放射能汚染
- (3) 居住者（二地域居住者を含む）の外部被ばく実態
- (4) 居住者の内部被ばく実態

## 3. 「長期公害」としての原発事故と長期汚染の特徴

- (1) 「原子力緊急事態宣言」中での復興事業の矛盾
- (2) 強いられる「現存被ばく状況」と水俣病での「食中毒」
- (3) 「長期公害」としての原発事故

## 4. 放射能汚染地域の土地利用規制・監視の放置

- (1) 長期的放射能汚染地域での土地利用計画の不在
- (2) 土地利用規制の必要性
- (3) 長期里山汚染地域の長期的再生をどう考えるか

## 5. 公害としての水俣病

- (1) 江戸期の塩田開発と明治期からのチッソ工場
- (2) チッソのメチル水銀排出と水俣病の発生と対策

## 6. 原発事故による長期的放射能汚染公害と水俣病公害の類似点と相違点

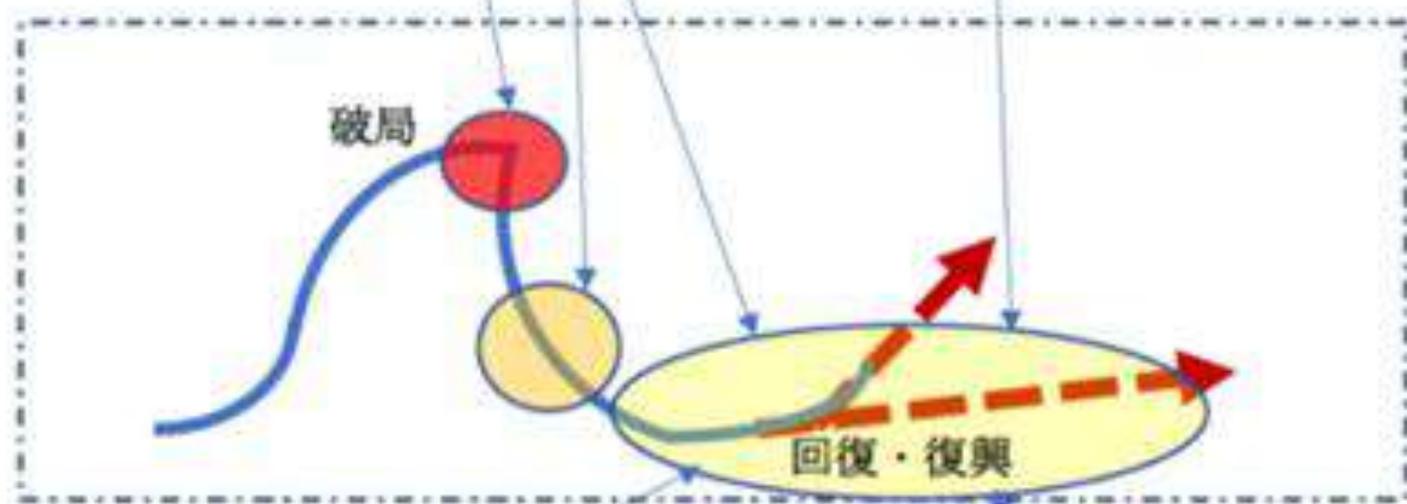
- (1) 公害の要因と内容
- (2) 被害実態（人と環境被害）
- (3) 人間及びコミュニティへの対処
- (4) 人間救済のための法制度と裁判
- (5) 環境への対処
- (6) 将来の環境汚染課題
- (7) 再生・復興事業の課題

## 7. 本協議会の狙い

A. 原子力災害の継続的検証と長期的な放射能汚染と向き合う建築学の深化  
(2つの提言)

B. 避難者・被害者の生命・健康、  
コミュニティの尊重 (4つの提言)

C. 放射能汚染に対応した建築・都市・農村  
の対策と関連法制度の見直し (2つの提言)



D. 廃炉及び復興事業の検証と再検討  
(4つの提言)

E. 長期的原発事故災害対応の法制度と体制  
の見直し (5つの提言)

# 公害の法的根拠

## ■環境基本法（「公害対策基本法」からの移行）

（定義）第二条 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる**大気汚染、水質汚濁**（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、**土壌汚染**、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、**人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。**以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

**里山、里海は、生育環境、生活環境に相当**

## ■公害紛争処理法

（目的）第一条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。（定義）第二条 この法律において「公害」とは、**環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害**をいう。

## ■公害健康被害の補償等に関する法律

（目的）第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい**大気汚染又は水質汚濁**（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填てん補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、**健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保**を図ることを目的とする。

## ★原子力緊急事態宣言」中での復興事業の矛盾

- ・原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）原子力緊急事態宣言は解除されず、日本は「緊急事態」＝「例外状態」にある。  
緊急事態宣言下という例外状態が主権権力の政府により継続され、**現存被ばく状況**を主権権力の政府は常態化されている。
- ・原災法での用語定義（同法第2条）では  
「緊急事態応急対策とは・・・原子力緊急事態宣言があった時から・・・原子力緊急事態**解除宣言**があるまでの間において、原子力災害・・・の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策」と規定し、「原子力災害**事後対策**とは、・・・原子力緊急事態解除宣言があった時以後・・・原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の**復旧を図る**」
- ・**緊急事態応急対策は、**〔・避難の勧告又は指示、・放射線量測定・被災者の救難・居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施・原子力災害の拡大の防止を図るための措置〕である。

## ★強いられる**現存被ばく者生活**

- ・現存被ばく状況での防護について官邸は、「平常時の公衆の線量限度（1mSv/年）より高い状態が定着し・・・線量低減に長期間を要する状態を「**現存被ばく状況**」。
- ・公衆の防護活動の目安とする線量である「**参考レベル**」を用います。←**法制度無し**  
**現存被ばく者の存在として被災者はいることを法的根拠なしに強要している。**
- ・**環境省のHP**では「事故によって被ばく状況が変わり、公衆被ばくについては、**日本の法令にはない参考レベルの考え方が採用されました。**」（**政府・権力者が法無しで採用した**）  
→ **法令を新たに作成する意志はなく、ICRPの勧告を参考という非常に無責任な対応。** **国民の現在未来の健康を無視**
- ・**戦争中の非常事態で国民の生存権は保障できないという戦時下の政府態度と酷似**

=**水俣病、有機水銀食中毒は認める一方で食品衛生法の非適**

★**汚染里山で汚染した山菜を食べる自由（自己責任で）**

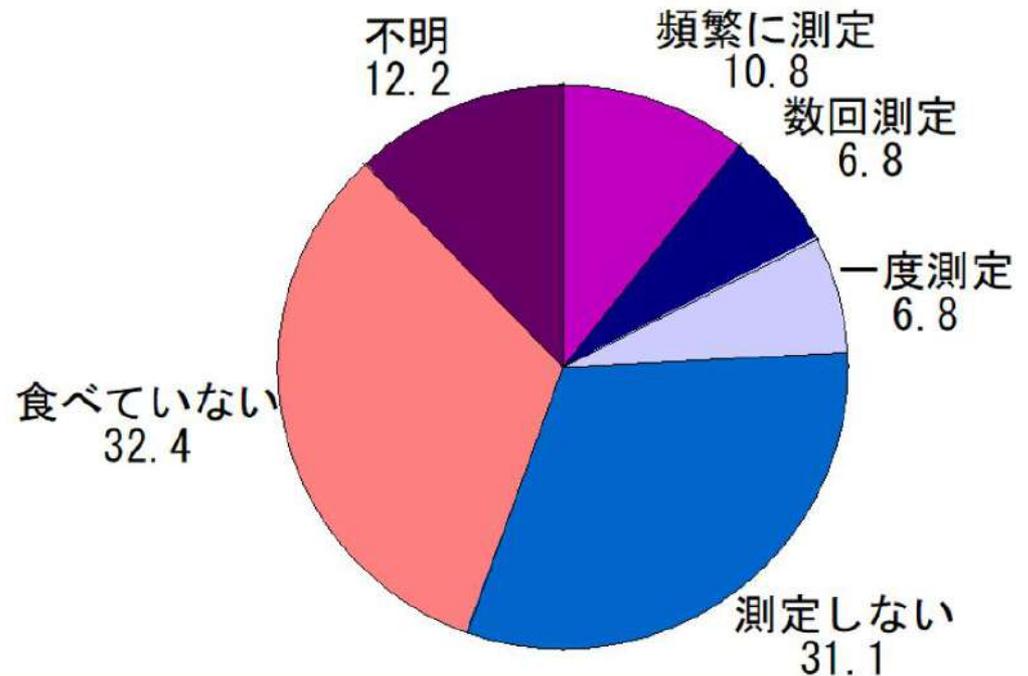
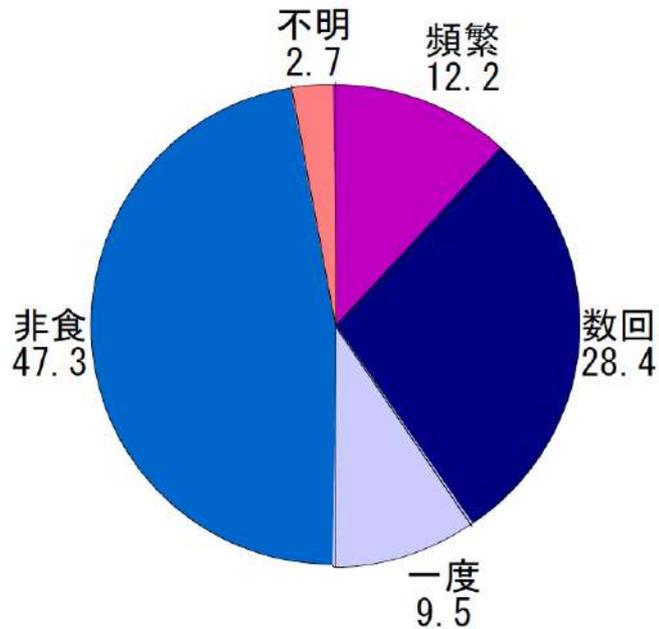
★**汚染里海で汚染した魚介類を食べる自由（自己責任で）**

# 山菜食

山菜食 n = 74

問26 山菜の放射能測定

n = 74



半分は、一度は食べている  
頻繁に食べる人は1割以上いる  
測定経験者は1/4  
測定しないで食べている人は3割以上いる

### 放射性物質のあることでの不安意識69人回答



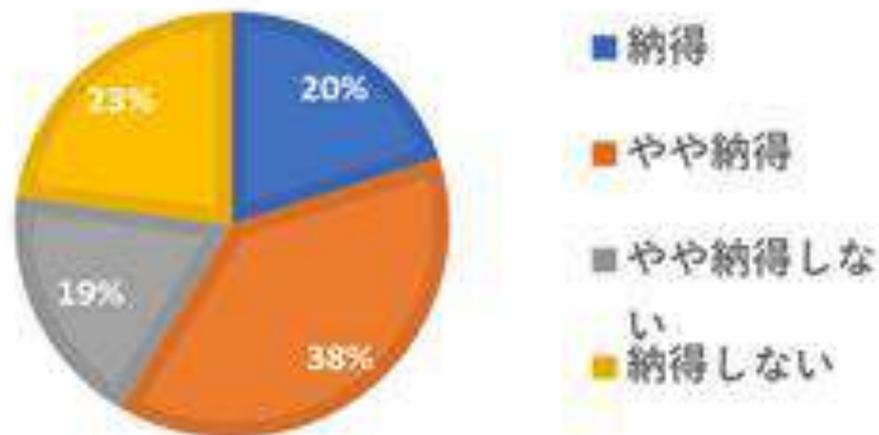
村内に放射性物質が残存する不安

不安な人は6割

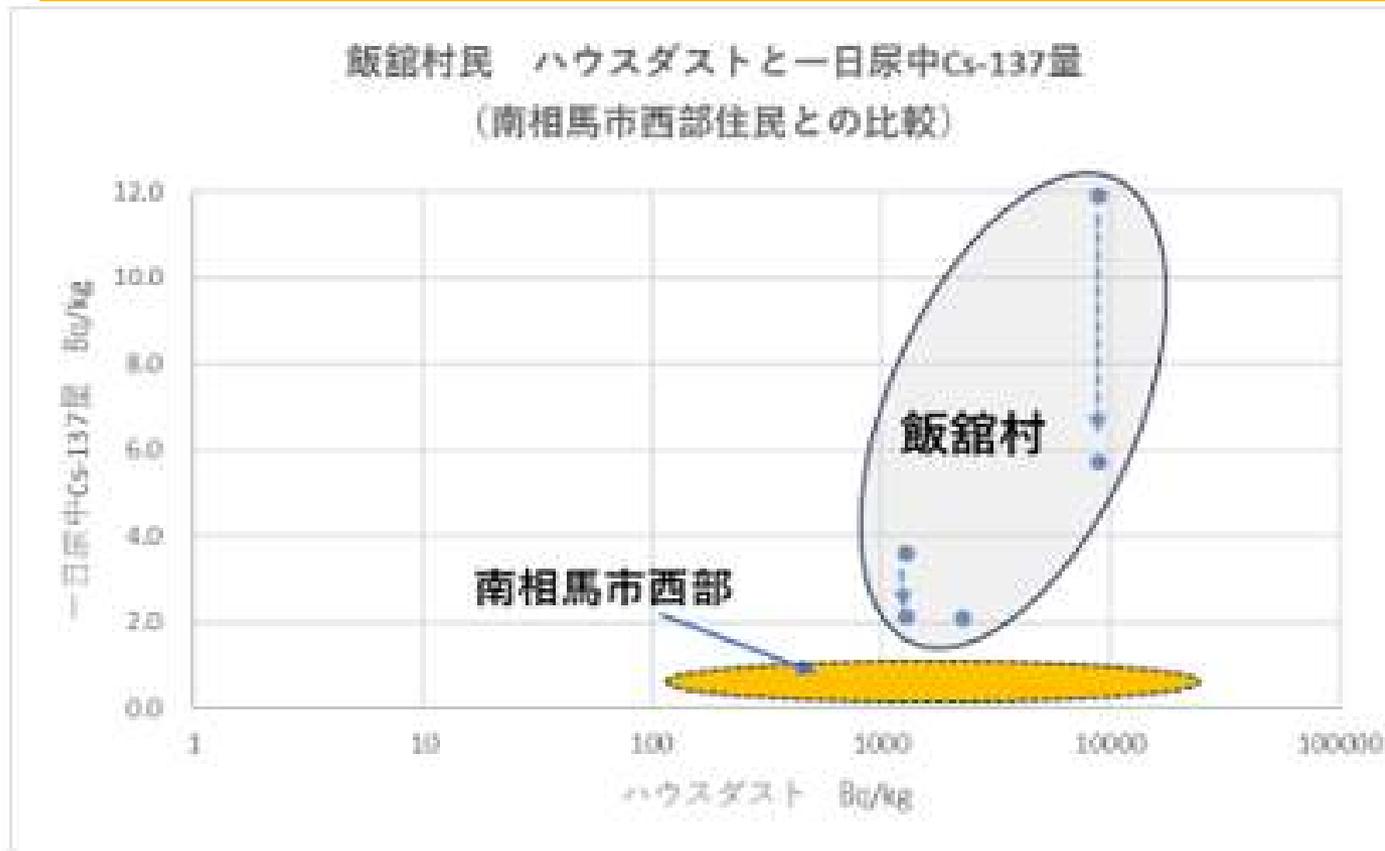
### 避難解除の納得度合

やや納得も含めて納得6割

### 避難解除への納得度合 70人回答



# 住宅内の塵中Cs-137量と住人の尿中Cs-137量の関係 飯館村民と南相馬市西部の住民の比較



南相馬市西部のデータはちくりん舎による

飯館村民の住民の一日尿中のCs-137量は、極端高い傾向にある。冬と夏の比較、山菜を食べることを控える等で半減する傾向もある。飯館村でのサンプルが少ないので単純化は難しいが、南相馬市と比較して、住宅内ダストは同程度であるが、尿中Cs-137量は2～12倍の開きがある。

図11 ハウスダストと1日尿中Cs-137量の関係

浪江町津島地区の森林における  
 土壌中の放射性セシウム濃度は、現在2024年  
 でも、チェルノブイリ法での強制移住・立ち  
 入り規制ゾーン相当に該当する。林野庁デー  
 タより解析 糸長

→ この森林に囲まれた集落を除染して、帰  
 還困難区域を解除しようとしている矛盾

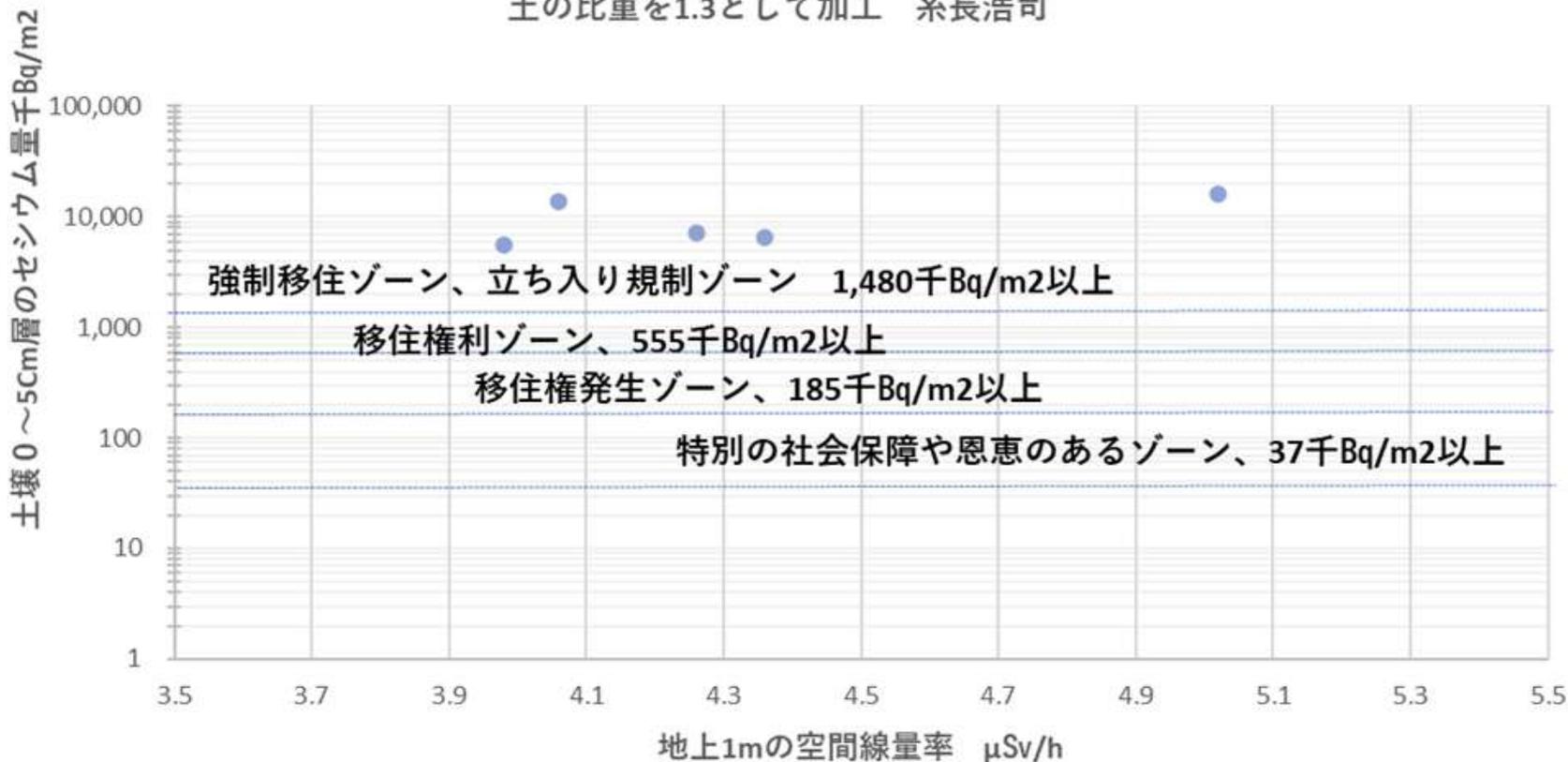
## チェルノブイリ法の基準

地域区分	被ばく年間線量	土地汚染 (kBq/m)		
		セシウム137	ストロンチウム90	プルトニウム
特別規制ゾーン		1986年に住民が避難した地域		
強制移住ゾーン	5mSv以上	555以上	111以上	3.7以上
移住権利ゾーン	1~5mSv	185~555	5.55~111	0.37~3.7
徹底的なモニタリング	0.5~1mSv	37~185	0.74~5.55	0.185~0.37

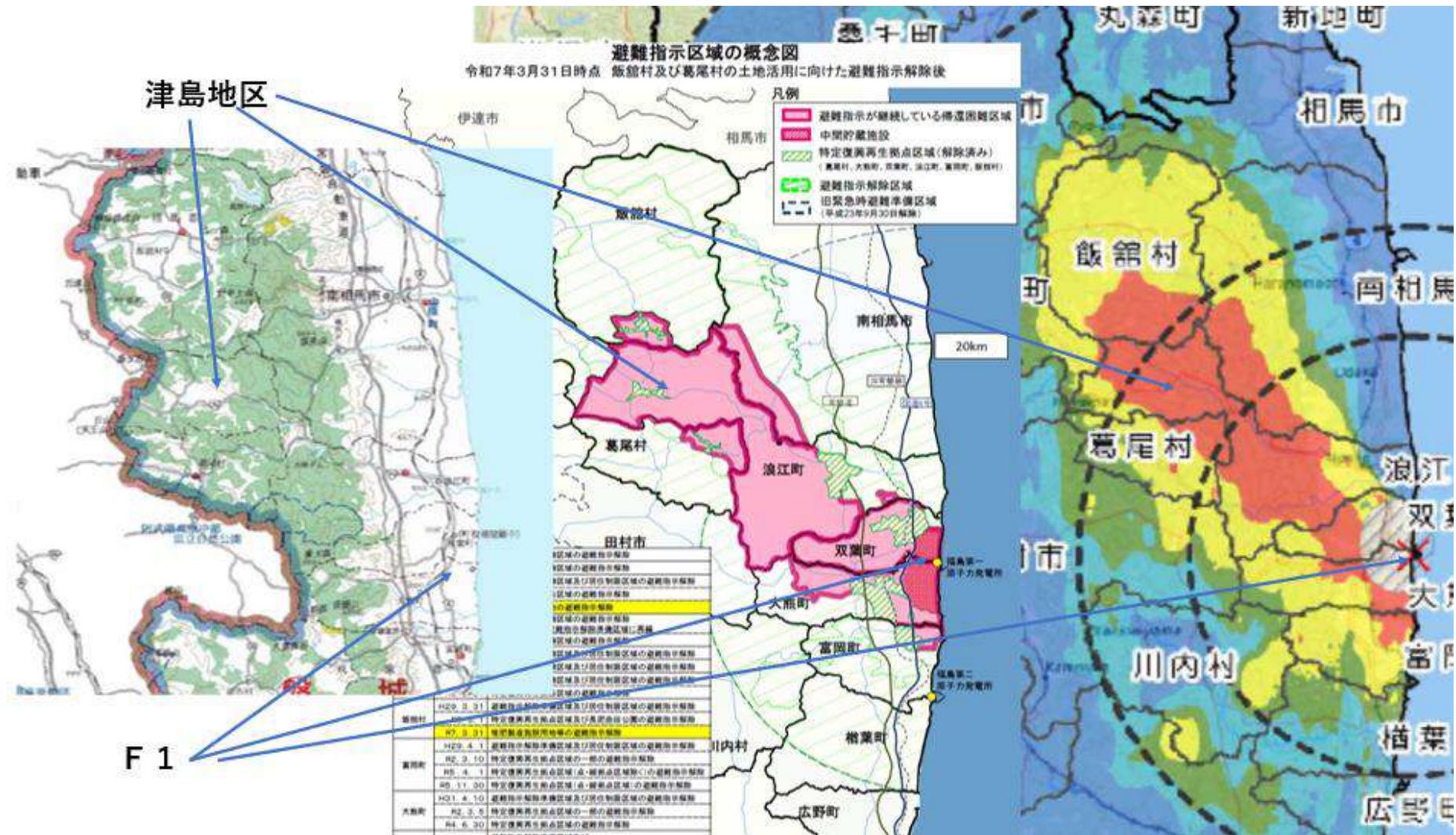
1991年2月27日ウクライナ

津島の森林の空間線量率と土壌5cm層のセシウム量の関係 (2024年、林野庁データ)

土の比重を1.3として加工 糸長浩司

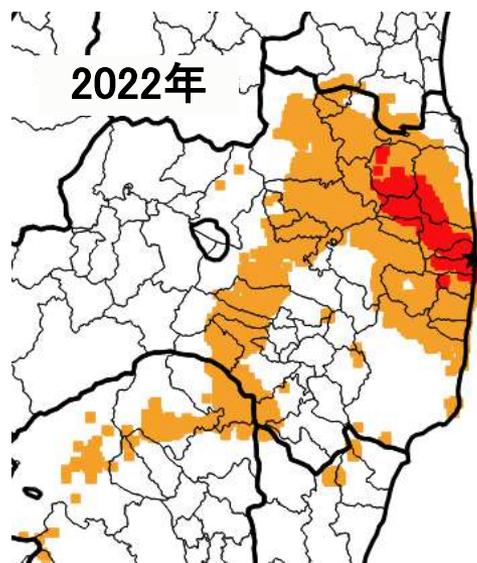


東京電力福島第一原子力発電所の甚大事故で放射能汚染されたエリアの多くは、国有林である。国民の財産が放射能汚染された。放射能汚染された国有林に囲まれるか、背後に抱える農村地域。長期的復興再生は、国有林の対処の仕方が非常に大きい。国の責任は大きい。

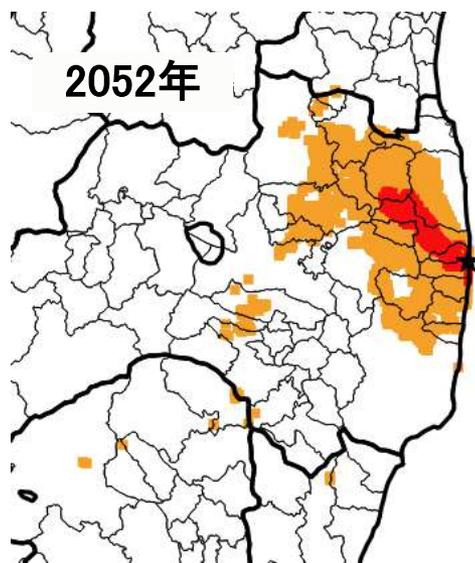


作図 糸長浩司

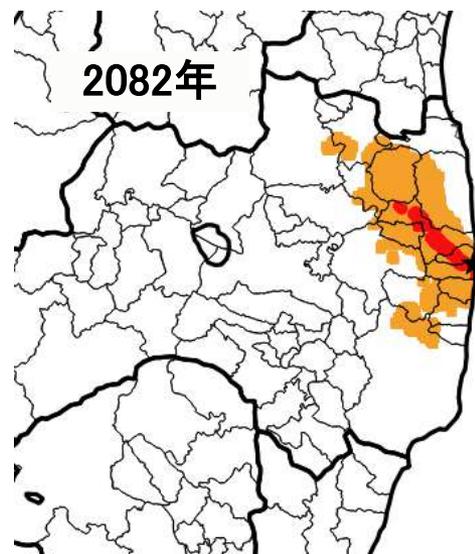
# セシウム137汚染面積の今後の見通し



2022年

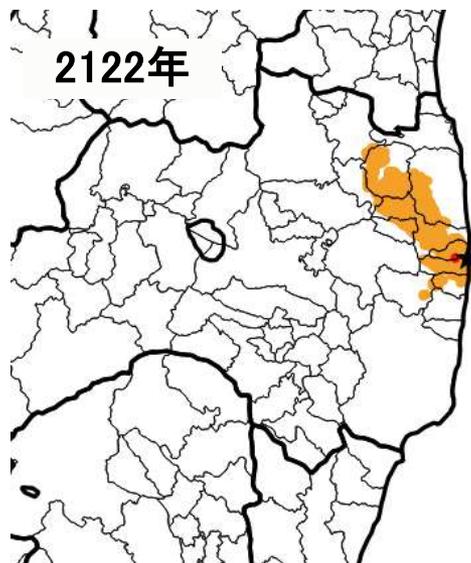


2052年



2082年

セシウム137  
Bq/m<sup>2</sup>  
 4万～50万  
 50万以上



2122年



2222年

年	セシウム 137 汚染レベル、 Bq/m <sup>2</sup>	
	4万～50万	50万以上
2022	2873 km <sup>2</sup>	277 km <sup>2</sup>
2052	1402 km <sup>2</sup>	143 km <sup>2</sup>
2082	811 km <sup>2</sup>	48 km <sup>2</sup>
2122	349 km <sup>2</sup>	0.1 km <sup>2</sup>
2222	2 km <sup>2</sup>	0 km <sup>2</sup>

原発事故のセシウム汚染は、これから100年以上つづく

資料 今中哲二(京都大学原子力研)

# チェルノブイリ法の基準

地域区分	被ばく年間線量	土地汚染 (kBq/m <sup>2</sup> )		
		セシウム137	ストロンチウム90	プルトニウム
特別規制ゾーン		1986年に住民が避難した地域		
強制移住ゾーン	5mSv以上	555以上	111以上	3.7以上
移住権利ゾーン	1~5mSv	185~555	5.55~111	0.37~3.7
徹底的なモニタリング	0.5~1mSv	37~185	0.74~5.55	0.185~0.37

1991年2月27日ウクライナ

日本に適用した場合の想定 (糸長提案2025年3月)													
チェルノブイリ法 1991年 ウクライナ	土壌汚染密度 Cs-137 k Bq/m <sup>2</sup>	追加 空間線量 mSv/年	日本での放射 能汚染ゾーニ ング案	Cs-137 k Bq/kg 5cm層で 比重1.3	屋外滞在8時間 室内滞在16時間 で室内減衰0.6 として。屋外の μSv/h (測定値)	活動内容							
						監視・ 管理	除染	仕事			住		
								林業作業	農作業	室内作業	非住	半定住 (2地域)	定住
避難 (特別規制) ゾーン	1986年の避難地域		非定住区域			◎	△	×	×	×	◎	×	×
移住義務ゾーン	555以上	5以上		8.54以上	0.82以上	◎	△	△	×	×	◎	×	×
移住権利ゾーン	185~555	1以上5未満	半定住区域	2.84~8.54	0.2~0.82	◎	○	△	△	△	△	△	×
放射能管理強化ゾーン	37~185	0.5以上	定住管理区域	0.57~2.84	0.08~0.2	◎	◎	○	○	○	×	○	○
正常★	37未満	0.5未満	定住区域	0.57未満	0.078未満	○	×	◎	◎	◎	×	×	◎

★ 5のゾーン設定名称はチェルノブイリ法にはない。

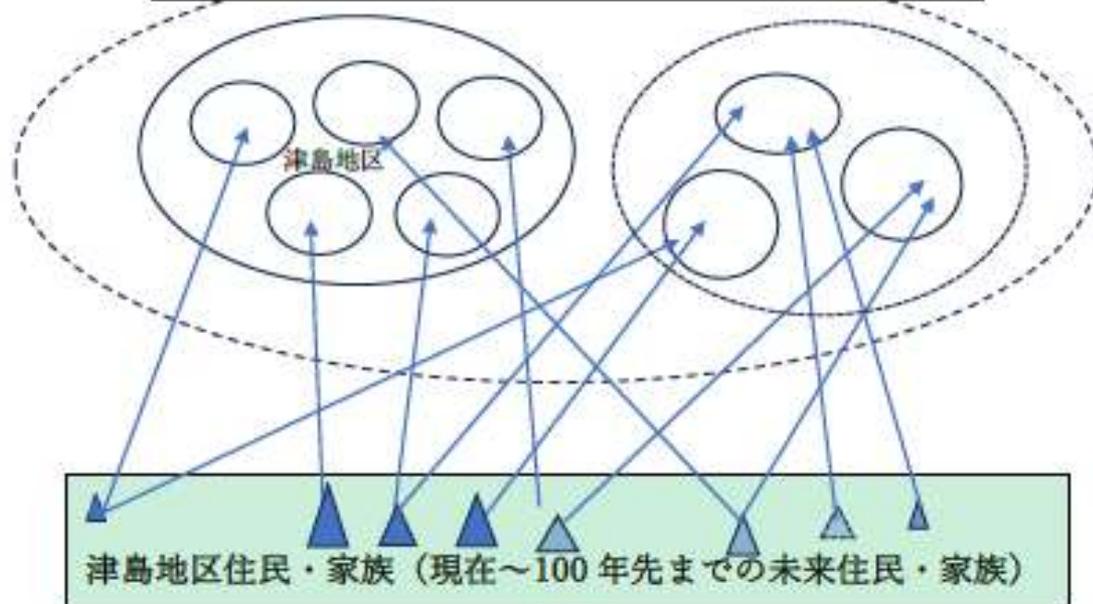
## 津島100年復興再生のための行動項目

100年先を見据えた津島の復興再生行動に、現在生きている人（高齢者も若者、子供）と未来世代の津島人が継続的に関わり続けることで、津島の長期的な復興再生は可能となる。100年間紆余曲折しながら、絶えず見直しをつづけながら行動していく必要のある項目は下記である。

- ① 放射能の観測と評価
- ② 継続除染と評価
- ③ 放射能汚染地域の法的指定
- ④ 津島地区全域での土地管理・利用計画（放射能管理ゾーニング）
- ⑤ 住宅・宅地・集落の放射能防御方策
- ⑥ 二地域居住制度
- ⑦ 地区内外での仕事づくり
- ⑧ 住民の意識調査及びストレス検査
- ⑨ 住民健康検査（外部・内部被ばく量、健康診断）
- ⑩ 医療費控除及び健康手帳の配布
- ⑪ 津島地区の文化財の保全活用計画と実践
- ⑫ 総合評価・戦略の見直し

津島拡大コミュニティ

津島地区で生活する人+二地域居住する人、津島地区外生活する人



||



図 36 津島 100 年復興再生プロジェクトの推進体制図

津島100年復興再生プロジェクトのスケジュール案

項目 番号	項目内容		0	5年	10年	30年
			2026	2031	2036	2056
①	観測と 評価	空間線量率		当面は2年間隔		
		土壌中Cs137量		当面は2年間隔		
②	継続除染と評価			当面は2年間隔		
③	放射能汚染地域指定の法的指定					見直し →
④	地区の土地管理・利用計画		ゾーニング		見直し	見直し
⑤	宅地・集落放射能防御方策		モデル実施	地区実施	見直し	見直し
⑥	二地域居住制度			法制度化		見直し
⑦	地区内外での仕事づくり					
⑧	住民意識及びストレス調査			当面は2年間隔		
⑨	住民健康検査		当面は2年間隔			
⑩	医療保険負担控除及び 健康手帳の配布			当面は毎年		
⑪	津島地区の文化財の 保全活用計画と実践		当面は2～3年間で成果を出す			
⑫	総合評価・戦略見直し		当面は毎年			

## ★未来への責任

原発事故災害を公害として認定する法制度的な動きも皆無であり、したがって、公健法の適用も検討されないまま、ハードな公共事業を中心とした復興事業が展開される状況にある。その責任を短期、中期、長期にわたりどう果たして行くべきかが問われる。津島住民の現在、将来の世代が被ばくすることなく、1日も早く元の津島の環境に戻すための方策が求められている。

未来の津島に対してどういう責任を国、東電、浪江町、津島の人たちは果たしていくことが望ましいのかを、**未来倫理学**、**未来政策**の視点から考察することである。

### 1) ハンス・ヨナスの未来倫理学から考える

「技術の脅威は、・・・その成果が行き過ぎて、・・・もとどおりにせよと大規模な請求を引き起こしている。」

「幸いな予言より不吉な予言を優先させよ」、「新しい人間に課せられた義務として、「恐れに基づく発見術」」を提案する。100年先の未来世代の存在のため、かつ、その未来世代が自由で人間的に生きることを予想し、想像する。そのためには、現世代は何をどう行動すべきか。そして、未来の世代に何をどう付託すべきが問われる。

### 2) 政府における未来担当部局（未来省）の設置による政治の未来への責任

長期な未来世代に対する責任行動を国家の責任として明確にしてない。100年先の未来に対して継続的に責任を持ち、かつ、未来の世代にも責任を付託しその責任を果たすことを国家に要請されているほど、放射能汚染の継続する物理的力は大きく長いと言わざるをえない。

西條辰雄氏が『フューチャー・デザイン』で主張しているように、政府に「未来省」のような、未来に対する現在の責任、未来の付託について法制度で対応する仕組みが必要である。

17世紀の北米インディアン連邦、イロコイ連邦の結末法（一種の憲法）の理念では、**現在の決定は7世代後の人々の身になって考え決定する**という思想がある。日本の森林育成は100年の計と言っていたことに通じるものがある。

今、問われるのは未来世代への責任の継承であり、未来への責任ある政治である。放射能汚染は現在では解決できない。未来世代、未来人類に付託せざるを得ない。その付託を含めて現世代の責任をどう果たすかが問われる。政治は現世代のための政治に固執してきた。未来への付託、未来への責任をどう果たすか仕組み、民主主義に未来責任をどう組み込むかが問われている。放射能災害の未来対応も同様である。

津島100年復興再生プロジェクトにおいて、国、東電の大きな未来責務は、明確に「津島100年復興再生担当部局」を100年間設置し、津島住民や関係者と共に、100年復興再生プロジェクトを支えることである。長期的で過酷な未来に対処するためには、大きな理念と政治システムの転換と新たな未来志向の転換が必須である。

国と東電は、2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力施設のメルトダウンに伴う、浪江町津島地区での甚大な放射能汚染、日常生活の破壊、過酷な避難生活、ふるさと喪失、長期的な帰還が困難な状況が続くことに対する謝罪を津島地区住民に行い、1日も早く、未来の地区住民も含めた地区住民が安心して津島に暮らし復興再生できるための手段を継続的に行う責任がある。

以上の国と東電の現在及び未来への責任について、裁判所の英断をお願いします。

20240427 水俣遺産サミット 報告  
水俣病関連遺跡群の調査結果から見えた、  
その意義と保存活用について

# 百間排水口樋門は 塩づくりの樋門だった？

糸長浩司

元日本大学教授、環境建築学、地域環境計画学

農村計画学会元副会長・名誉会員

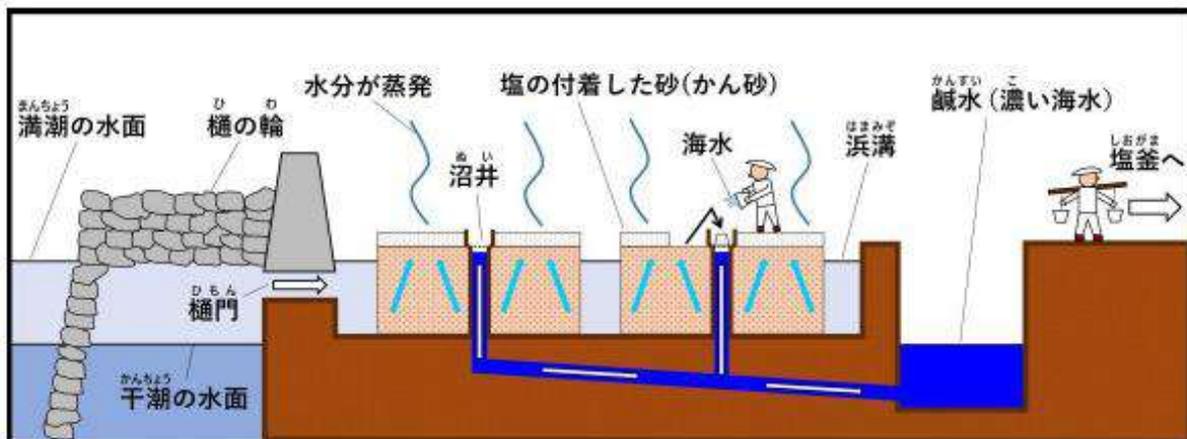
日本建築学会原発長期災害対応委員長

NPO法人エコロジー・アーキスケープ理事長

# 入り浜式塩田の仕組み

- ①堤防を作り、満潮のときに海水が入り、干潮時に海水が入らない高さに樋門ひもん（水の取り込み口）を設ける。
- ②満潮時に樋門からの海水が、塩田に巡らせた溝を流れる。
- ③毛細管現象もうさいかんげんじょうにより砂に海水がしみこむ。
- ④海水を日光と風で乾かし、塩を付着させる。
- ⑤塩の付着した砂を沼井ぬいというろ過施設に集めて海水をかけ、濃い海水を作る。
- ⑥海水を煮て水分を蒸発させ、塩を取り出す。

東広島市教育委員会



↑木谷二馬手の入り浜式塩田の模式図（『東広島地歴ウォーク』より転載）

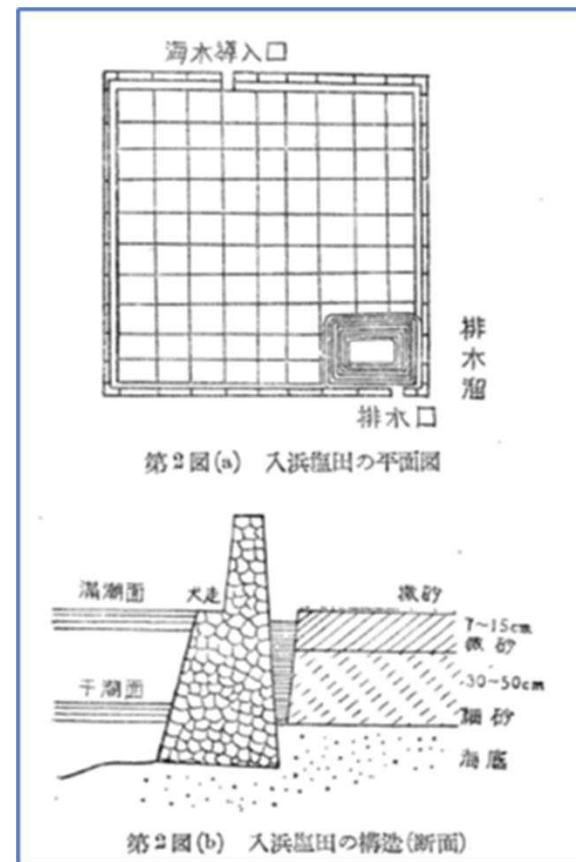


図 入り浜式の模式図（「北四国の地盤沈下」小笠原義勝、地学雑誌）1949年）

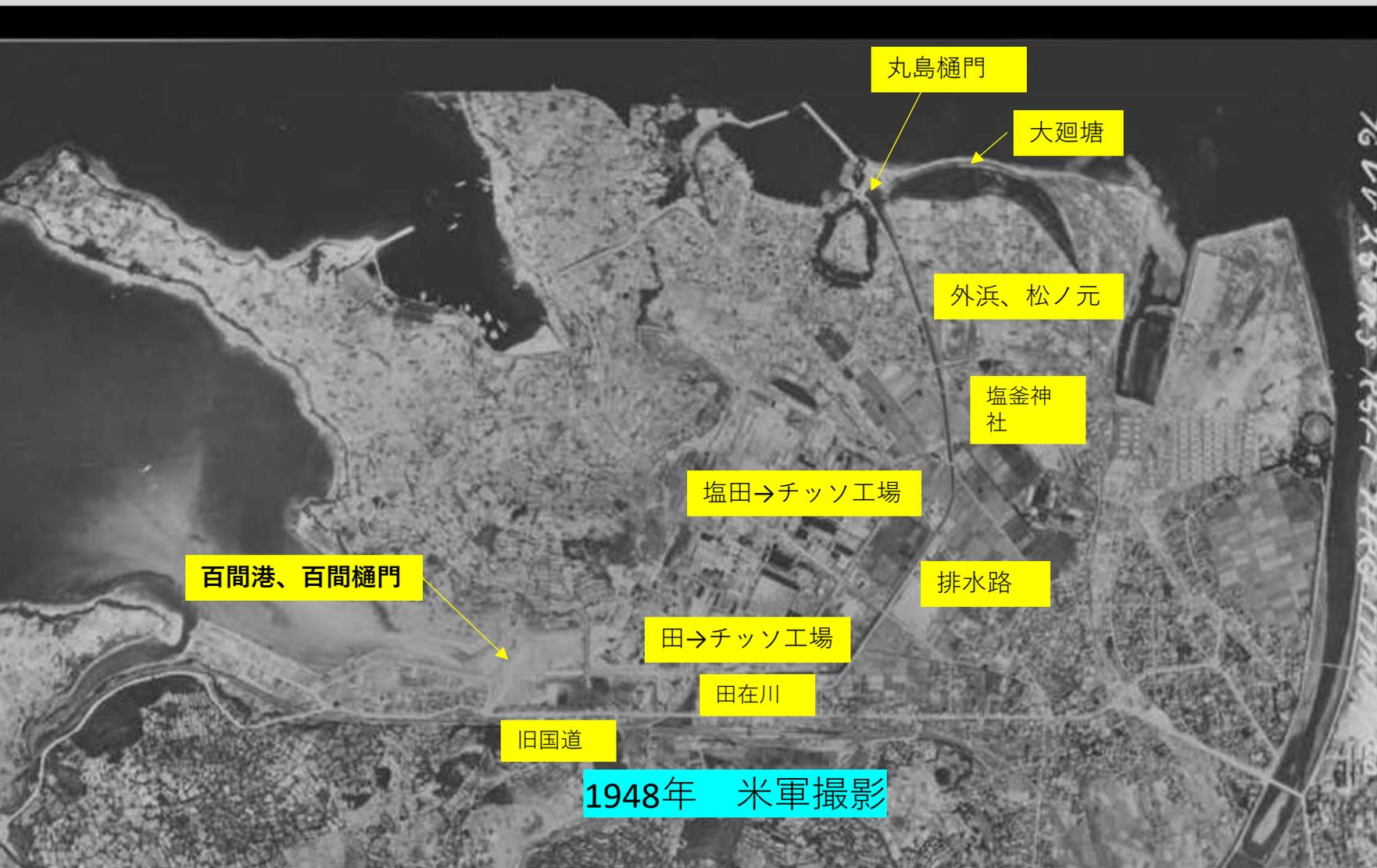
新水俣市史(下巻P248)に、

「寛文七年（**1667年**）深水家四代の頼氏手によって丸島から土木工事が起こされ、**四十間塘、百間塘**と呼ばれる**潮止め**工事が完成、**塩田**四四町歩が造成されて零細農家の重要な兼業となり、・・・」

**塘は塩田のための潮止め（堤防・土手）**

**四十間（約80m）、百間（約180m）の塘が堤防として造られ、17.9町の塩田完成→内浜。1667年**

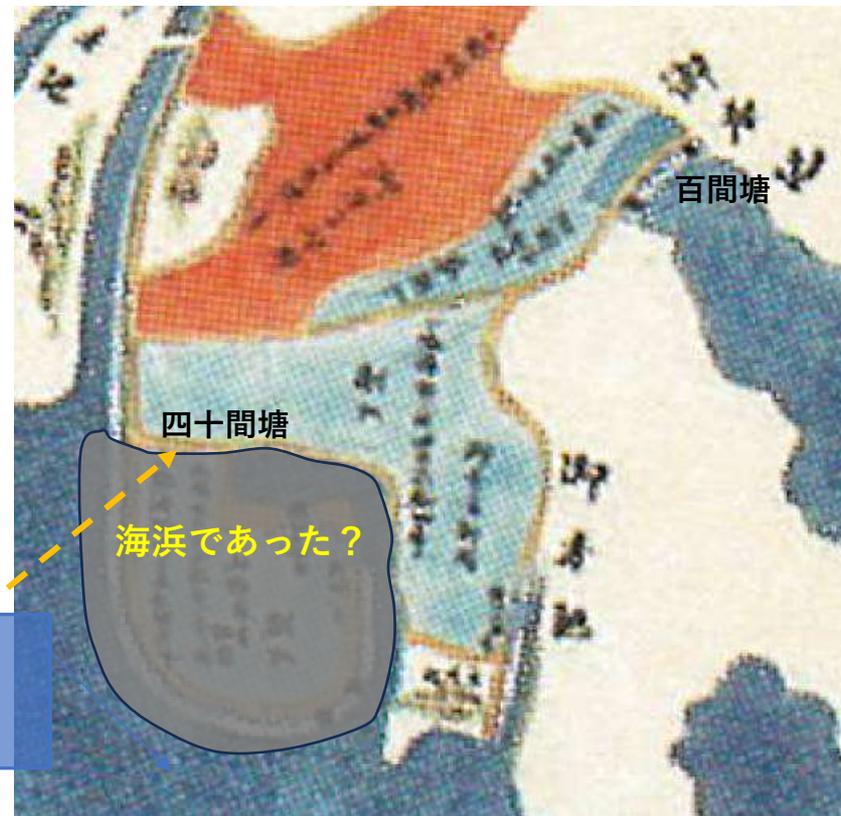
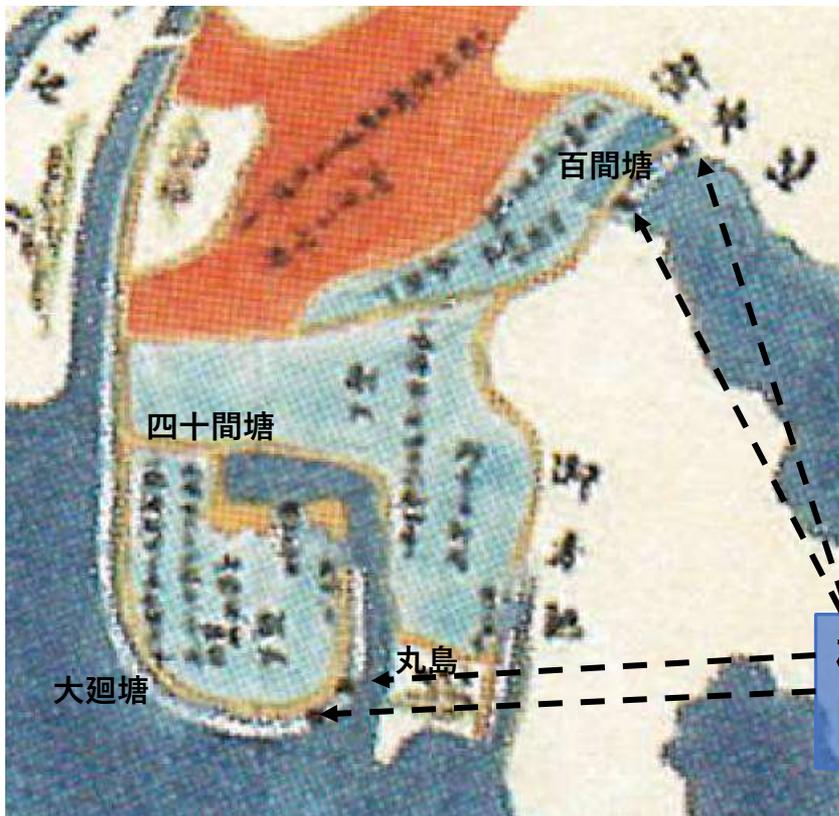
**その100年後に、大廻りの塘造設し新塩田19町→外浜**



1948年 米軍撮影

画

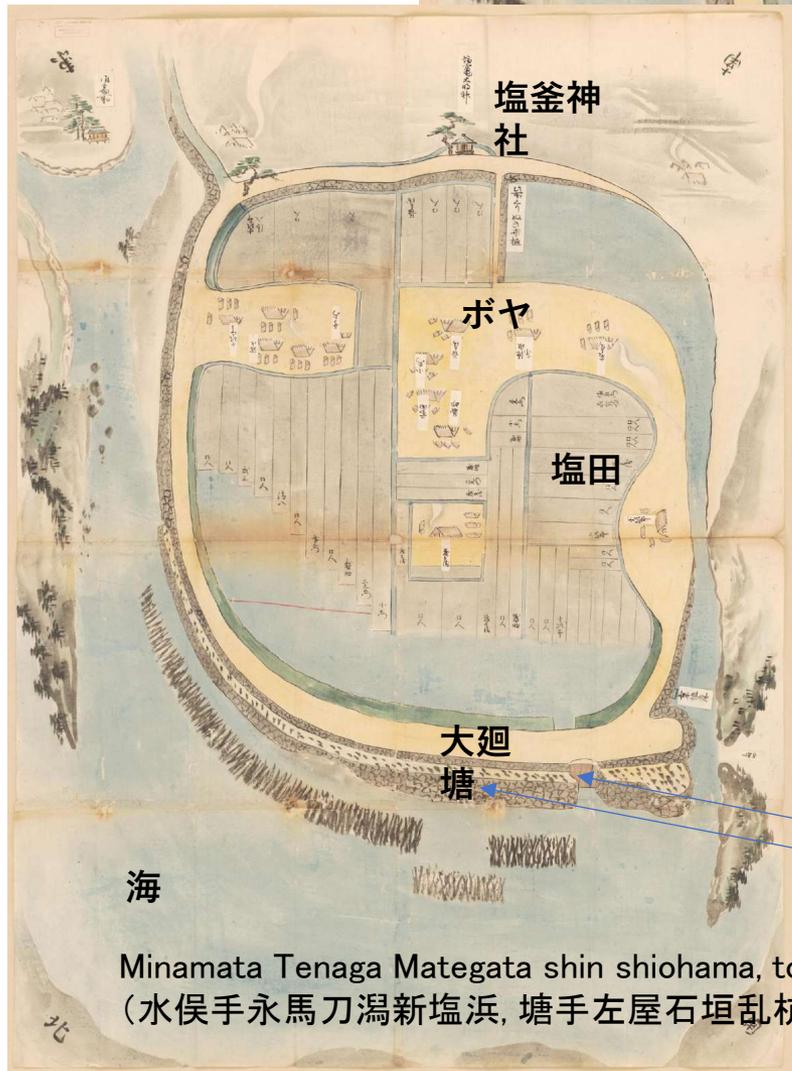
天保十四年強風高潮之節海辺塘切絵図 其の一 の一部 1843年 崇城大学図書館所蔵絵図



●	■	●	●	●	●	○
海川	井植	崩所	道兼堀	潮入	御新地	御本地

海川 井植 崩所 道兼堀 潮入 御新地 御本地

1667年当時



塩釜神社

ボヤ

塩田

大廻塘

海

北

大廻塘

樋の輪?

石垣

井樋・樋門・木製扉

Minamata Tenaga Mategata shin shiohama, tomode hidariya ishigaki rangui deki ezu (水俣手永馬刀潟新塩浜, 塘手左屋石垣乱杭出来繪圖) 1667 and 1797

明治34年



平成17年



平成17+明治34年



⑤ 新日窒水俣工場並その周辺の排水溝並排水処理施設綜合計画概要図  
昭和34年10月(点線11月)から昭和34年12月まで



# メチル水銀は工場から海へ

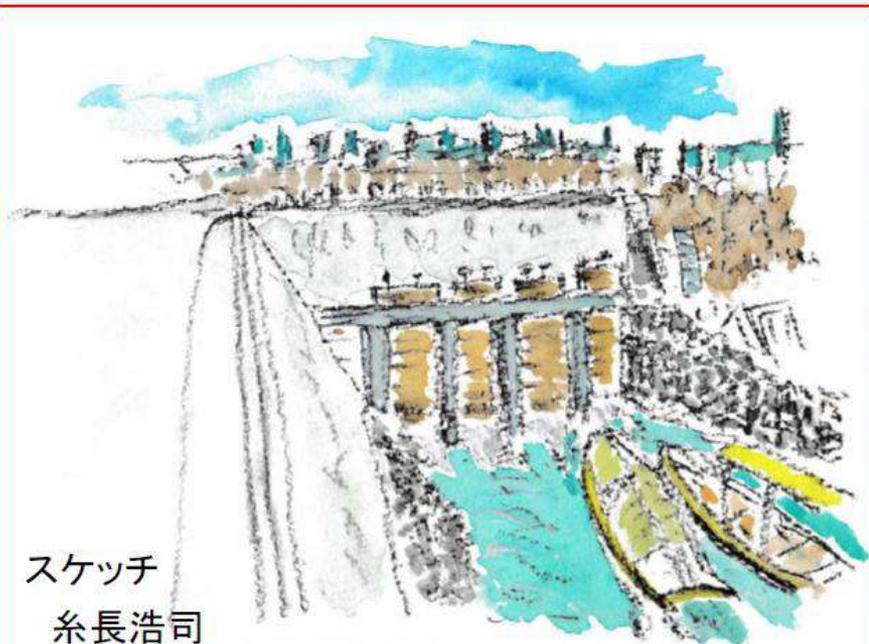


メチル水銀を含んだ廃水は、1932(昭和7)年から1968(昭和43)年までの36年間、無処理のまま流された(廃水には、水銀以外にセレン、タリウム、マンガン等の有毒な重金属や化学物質も含まれていた)。廃水中の水銀は400~600トンにもおよび、海に拡がった水銀ヘッドロを全部回収することは不可能といわれている。

満潮時は百間樋門を閉じて、ポンプで強制排出

『絵で見る水俣病』

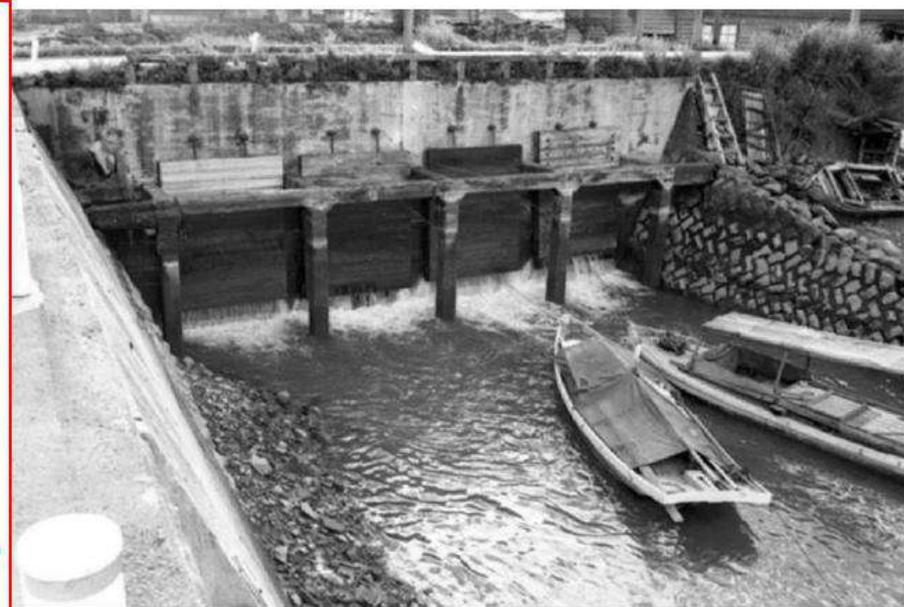
## B. 百間樋門・排水口・百間港



スケッチ

糸長浩司

写真より 水俣百間排水口 1960年代 *stonaga*  
チッソメカ水銀排水口



を含む排水が流されていたチッソ水俣工場の百間排水口=69年ごろ、野崎正寛さん撮  
資料館提供)

図と写真 1960年代の百間排水口と樋門。樋門の下からの水流の泡立ちは、工場排水が樋門の下から排出していることを示している 漁舟が停留し舟底について貝を汚水で除去か

# 塩田の有無での樋門の機能転換

江戸→近代での変化（海が陸に殺される）

給海水（海からの恵みを陸に入れる）

→排水（陸の汚れ水を海に捨て、海からの恵みを遮断する）

塩田の有無	樋門（井樋）	樋門の扉を閉じる目的
塩田 江戸期	海水の取り入れ口 満潮時	塩田の潮廻しの海水確保
塩田廃止 近代	排水（農業・生活・工場）の 海への出口	海水流入の防止（陸からの 排水はポンプで強制）

百間樋門の扉の機能（江戸期に二つの樋門の謎）

- ① 塩田のため = 満潮時までには開き潮水を入れ、閉じ潮溝に海水を満たす
- ② 田畑（生活排水）のため = 満潮時までには閉じ、海水の侵入を防ぐ。干潮時に開き排水する



百間樋門の扉撤去、4連アーチ、2023年



百間樋門の新木製扉の設置完了  
2025年4月

令和7年(2025年)4月22日 火曜日

総合 4

## 百間排水口修復で式典

### 残す会「文化財登録を」

水俣病の「原点的地」とされる百間排水口（水俣市

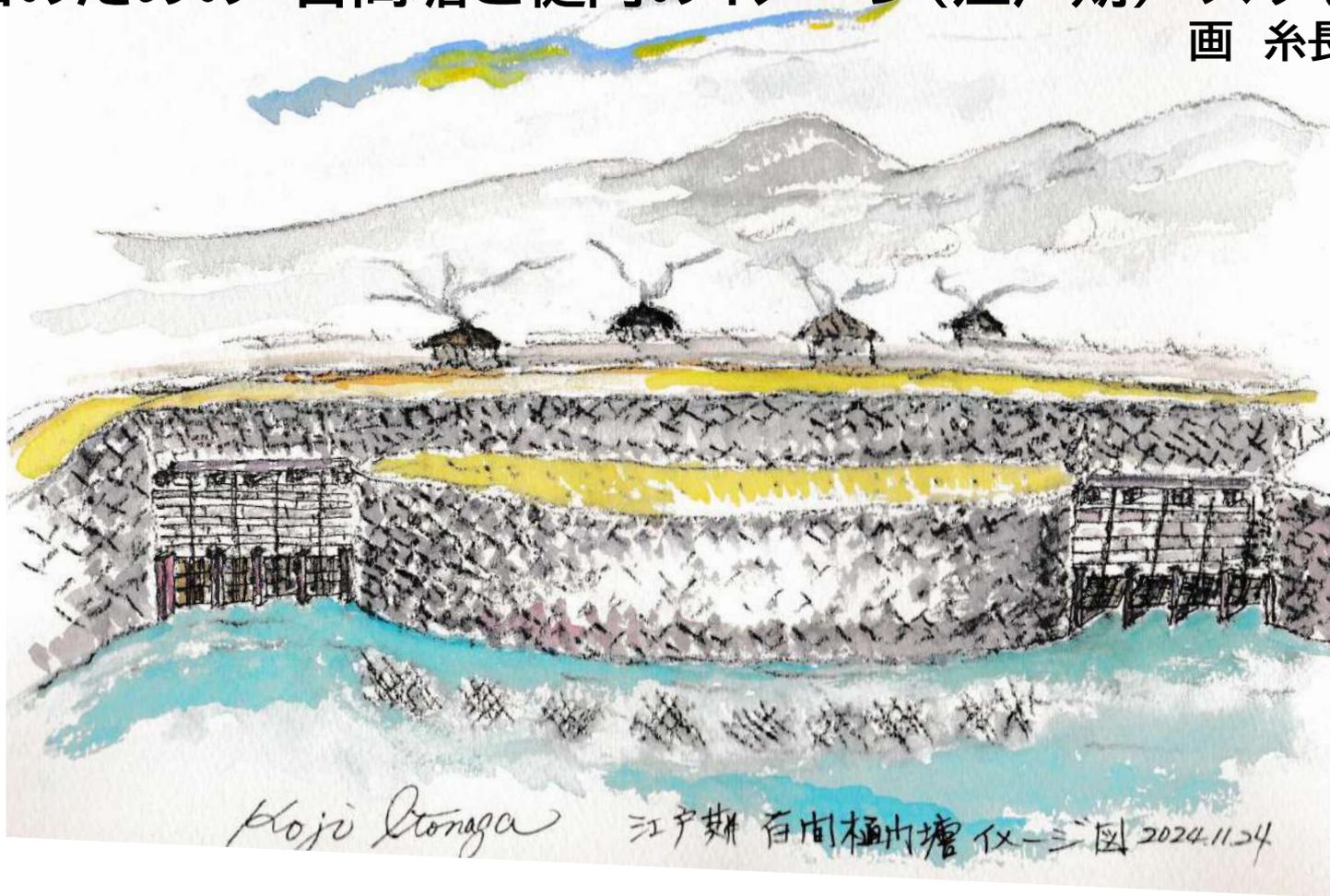
汐見町の修復を記念した  
セレモニーが20日、現地で  
開かれ、関係者らが現地保  
存を通して水俣病の歴史や

いの共  
的遺構  
俣病語  
主権で、  
部ら約



県内総合 ニュ

# 塩田のための 百間塘と樋門のイメージ(江戸期) スケッチ 画 糸長浩司



# チッソ工場のための 百間塘と排水樋門のイメージ スケッチ 画 糸長浩司

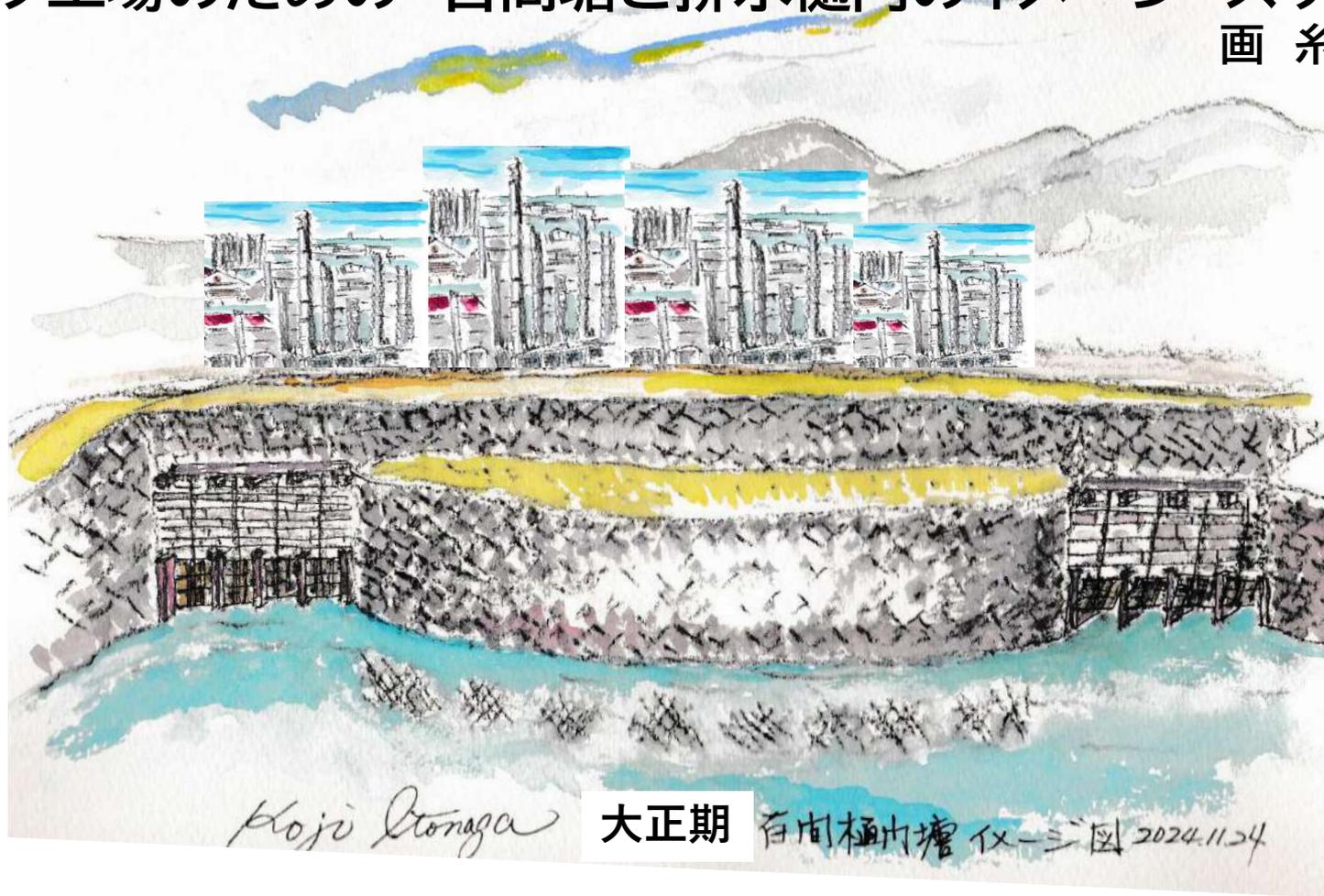




図6 仕切網の設置図  
(昭和 52(1977)年 10月 1日現在)

出典：環境省資料

1977～ 1990年	<p>「公害防止事業費事業負担法」により、チッソ、国及び熊本県の負担で、暫定除去基準値（水銀 25ppm）以上の水銀汚泥150万m<sup>3</sup>を水俣湾から浚渫し、58haの埋立地の造成→現在のエコパーク。チッソが約300億円、国及び熊本県が各々約90億円を負担、計約480億円。丸島漁港や丸島・百間（ひゃっけん）水路も浚渫。</p> <p><b>★環境規制値では水銀は0.0005ppm</b></p> <p><b>★埋立の鋼矢板の耐用年数は50～100年。日奈久断層帯八代海区間の活断層の存在。継続的な改築・管理必須。海への再汚染のリスク</b></p>
1997	<p>3年連続して7魚種で暫定的規制値（魚介類の総水銀の平均が0.4ppmかつメチル水銀平均0.3ppm）を下回る。<b>熊本県知事の水俣湾安全宣言、仕切網が撤去。</b></p>
2003～ 2022年	<p>水俣湾での総水銀濃度は0.37 ± 0.08 ng/L。環境規制値の500 ng/Lより相当低い（国立水俣病総合研究センター）</p>

# 原発事故による長期的放射能汚染公害と水俣病公害の類似点と相違点

項目	共通点	相違点
公害の要因と内容	国策による大規模・長期的な公害（水銀か放射性物質）	原発事故は公害とされない問題
被害実態（人と環境）	里山・里海の人と環境の被害、 命をつないできた生活環境の長期破壊被害の隠蔽	原発事故の被害者認定希薄 現存被ばく者の容認
人間及びコミュニティへの対処	認定までの期間長いか、健康被害認定なし。 地域社会への公害克服対処の遅れか、 公害前のコミュニティ破壊、コミュニティ再生の視点希薄	水俣は長期間汚染放置 放射能汚染地域での活動再開を急ぐ施策 再度被害拡大。 新住民移住策の促進で別のコミュニティ新生？
人間救済のための法制度と裁判	人間救済のための法制度化の遅れと不備・不適切な制度 環境管理のための海洋・土地利用管理制度の不在	食中毒だが、食品衛生法の不適用での被害拡大 原発による健康被害の否定（政府）と法的不備
環境への対処	遅れた拡散防止・環境修復の不備 汚染された里海・里山の放置	汚染水銀の海洋埋立 汚染森林の放射性物質の永久捨て場政策
将来の環境汚染課題	暫定的環境基準値の常態化（25ppm、8000Bq/kg）	バイオマス発電による二次核災害
再生・復興事業の課題	暫定的復興事業、自然災害に対する復興施策の限界 長期的な未来責任における再生復興思考の欠如 復興哲学・倫理（学）の欠如	汚染水銀による埋立地の永久的管理（活断層問題） 緊急事態宣言下の復興事業の法的問題の放置 100年以上の長期的再生復興シナリオの皆無

# 水俣市 文化財 保存活用 地域計画



令和6年12月  
水俣市

地域計画案へのパブコメ  
水俣病関連遺産群への市民要望  
2024年6月パブコメ  
→ 公式回答 12月

市の考え方

本市には水俣病に関連する多様なものが存在すると思われ、現時点で全体像が見えていない状態であり、対象年代や範囲等の整理ができていません。まずは全容を把握することが必要だと思われます。今後、本市の近代化から、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産の把握調査等についても考えていくこととします。

## 第3章 水俣市の歴史文化の特性

産業	塩浜町	塩釜神社	近世	有形（建造物）	未指定	14
	塩浜町	しじっげんともあと 四十間塘跡	近世	遺跡	//	15
	//	塩浜耕地整理記念	近世	有形（建造物）	//	16
	//	うまわり 大廻の塘跡	近世	遺跡	//	17
	汐見町	ひゃっげん 百間の塘跡	近世	遺跡	//	18
	水俣市資料	水俣十二景	近代	有形（美工・絵画）	//	19
	—	丘陵地の農地景観	—	文化的景観	//	20
	—	茶畑の景観	—	文化的景観	//	21
—	漁港の景観	—	文化的景観	//	22	
再生への 取組	汐見町	エコパーク水俣一帯の 景観	現代	その他	//	23
	みょうじん 明神町	水俣メモリアル	現代	その他	//	24
	水俣市資料	水俣病資料館収蔵資料	現代	その他	//	25

## 第8章 関連文化財群

また、本市では水銀を含む排水が海に流されたことによりもたらされた健康被害、いわゆる水俣病が発生し、人命や自然環境が破壊されました。そのため環境復元を目指し様々な事業が行われ、それらは有形無形の文化財となり、市民の生活に溶け込んでいます。一定期間閉鎖され漁獲が禁止されていた海は、豊かさを取り戻し、水銀を含む汚泥を封じ込めた埋立地であるエコパーク水俣一帯は、再生復元を象徴する景観となっています。

各地区・集落における民俗芸能の継承等の役割も担う神社の一連の祭礼・伝統行事、地域コミュニティの様々な歴史文化が受け継がれている寺社内の構造物、塩田・街道関連遺構、本市の近代化から、環境汚染がもたらした健康被害、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産など調査が必要です。

- 現在、市の指定記念物には、文化的景観がありません。調査のうえ重要なものは指定していく必要があります。
- 構成文化財を結んだ周遊ルートの設定や、イベントを実施する必要があります。連携できる施設「水俣病資料館」、「侍街道はぜのき館」があり、これらの取組と連携し、文化財を効果的に保存・活用することが必要です。

# 水俣市水俣病関連遺跡群に関する資料 第一集(2023年年12月) 第二集(2024年6月) 水俣の歴史的遺構(跡)を残す会



I loove水俣  
未来に残したいものが文化財!

ワーク  
ショップ  
小中学生、高校・大学生の  
参加  
大歓迎

## 水俣遺産 サミット

後世に残したい水俣の自然、歴史遺産、あなたは、何を残したいですか、  
水俣の魅力を発信し、愛される町づくりへあなたの思いを発信しませんか。

Q これらの写真の中で、残さない  
遺物はどれ、どうするか。

A 水俣市内銅製製錬所跡の遺構。昭和40年代の日本産業史料の工場。  
「明治日本の産業革命遺産(八幡製鉄所等)」が、世界文化遺産に登録された  
ため、建物の保存運動が起されたが、2008年取り壊された。

ワークショップテーマ

- ① 私の残したい水俣の遺産
- ② 私の案内したい水俣

レポート

「水俣病関連遺跡群の調査結果から見えた、その意義と保存活用」  
～吉野町水口橋門はなづくりの橋門だった?～  
元日大教授 系長浩司氏 (環境建築学)

2024 **4/27** (土)  
14:00 ▶ 16:00  
水俣市公民館ホール

1階 水俣の歴史的遺構(跡)を残す会  
お問い合わせ 090-7156-2298  
mail kariotakeko@gmail.com



## ★本協議会の狙い

### ■里山の長期的放射能汚染公害としての国策での東京電力による福島第一原発事故

- ・ 森林に大量に放置された放射性物質の長期的管理の不透明さ
- ・ 原子力緊急事態宣言下、非常時で現存被ばく者の生活と営みを強いられる国民
- ・ 公害認定等での的確な緊急時対処が法的に放棄されている
- ・ 生存権の否定、未来の世代に対する責任の放棄
- ・ 軍事とエネルギー基地としての国策に翻弄された地域からの長期的脱却に向けて
- ・ 長期的放射能汚染地域でのミニパリズムによる自立自律的地域づくり手法開拓

### ■里海の長期的有機水銀汚染公害としての国策での企業チッソによる水俣病

- ・ 有機水銀汚染された不知火海沿岸域及び広範囲の汚染魚採取地域での健康被害実態の未解明と対策不備
- ・ 浚渫した有機水銀の海岸埋立復旧による未来永劫の汚染物管理の負担、未来への超長期的責任
- ・ 水俣病患者、コミュニティへの長期的償いを国、自治体、企業がどう果たすか
- ・ 水俣病患者と支援コミュニティ、地域コミュニティ、自治体の協働での地域再生
- ・ 水俣、不知火海の近世～近代～現代の正と負の歴史遺産を継承し、生かす。

★ハイデッカー技術論「ディステル／総駆り立て体制」、ハイモダニズムの象徴である近代建築、近代都市の創造に深く関係する建築学は、危険なテクノピアを創造してきたその責任を未来に対してどう果たすか。

★長期的に汚染された里山・里海での「100年復興再生地域づくり」に、  
どう建築アカデミックは貢献できるか。  
歴史・土地利用・空間環境の専門家は何かできるか。

## ■2. 主題解説

①水俣病と原発事故の起因の共通性、救済されにくい構図  
外岡豊（埼玉大学）

②水俣病関連遺産の保全活用  
加藤タケ子（一社「きぼう・未来・水俣」）

③水俣病からの地域再生とは  
原田利恵（国立水俣病総合研究センター）

④原発長期災害と都市・地域計画の課題と展望  
乾康代（茨城大学）

⑤公害からの地域再生の長期的課題（計画論）  
窪田亜矢（東北大学）

## ■3. 討論

コーディネーター 糸長浩司(前掲)、話題提供者全員

## ■4. まとめ 井本佐保里（前掲）